京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和７年５月１４日
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

Arts Aid KYOTO（アーツ エイド キョウト）「文化財保護」認定事業

「日下部（大助）家住宅」「日下部（式部）家住宅」

の寄付募集

京都市では、アーティストなど文化芸術関係者の意欲的な活動を社会全体で支え、持続的な文化芸術の発展を目指す「Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）」を令和３年度に創設しました。令和４年９月には新たに文化財保護事業も支援対象に追加し、文化芸術・文化財保護の両分野を支援する制度に拡充し、資金の獲得に努めています。

この度、文化財保護分野の支援事業を認定し、寄付を募集します。

【寄付募集事業】

● 「日下部(大助)家住宅　主屋および新座敷の部分修理並びに樋修理」について

日下部大助家住宅は、近世に小野郷の庄屋、禁裏御用を務めた旧家で、十代目の大助が明治２７（1894）年から順次整えた住宅は、北山形民家の伝統を受け継ぎながら、近代和風建築として先進性を備えています。昭和６２（1987）年に京都市登録有形文化財（建造物）、令和元（2019）年に「京都を彩る建物や庭園」に認定されました。

しかしながら玄関柱が腐食し、新座敷の柱・地覆の腐朽に加え、樋が老朽し、公開に支障をきたす状態であるため主屋及び新座敷の部分修理並びに樋修理を行います。

● 寄付目標額　５０万円

● 寄付募集期間　令和７年５月１７日（土）～令和８年２月２８日（土）

※返礼品はございません。

主屋本玄関柱の腐食

新座敷仏間西側柱・地覆の腐朽

主屋樋の老朽

【寄付募集事業】

● 「日下部（式部）家住宅　茅葺き屋根・葺き替え」について

日下部式部家住宅は、中世に公文職として、また、江戸時代には供御人（くごにん）として菖蒲等を御所に献上した家です。建物は明和９（1772）年建築、小屋組は鳥居の形状をつくって屋根の力を受ける形式で、京都市北部の民家の特色の１つです。茅葺民家の発展過程を示す事例としても高く評価され、京都市指定有形文化財となっています。

屋根の腐敗が著しく雨漏りも発生しているため、茅葺屋根の修理を行います。

● 寄付目標金額　１１０万円

● 寄付募集期間　令和７年５月１７日（土）～　令和８年２月28日（土）

※返礼品はございません。

日下部（式部）家住宅外観

修理予定箇所

修理予定箇所

【御寄付の方法】

● 寄付申出書で寄付

「寄付申出書」に必要事項を記入し、【お問合せ先】まで、郵便、FAX 又はメールにより提出してください。後日、本市から納付書を送付します。

【寄付申出書はこちら】

https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000304001.html

● ウェブサイトから寄付

「寄付受付フォーム」から決済方法（クレジットカード・銀行振込）を選択し、金額と申込者情報を入力してください。（銀行振込での振込手数料は、寄付者様で御負担願います。）

【日下部（大助）家住宅 寄付受付フォーム】

https://congrant.com/project/kyotoart/17228

【日下部（式部）家住宅　寄付受付フォーム】

https://congrant.com/project/kyotoart/17429

※　入金を確認次第、「寄附金受領証明書」及びワンストップ特例制度に係る申請書類を送付します。「寄附金受領証明書」とともに税の申告をお願いします。又はワンストップ特例制度を御利用ください。

【お問合せ先】

・文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当：福嶋、片岡）
電話：075-222-3130　FAX：075-213-3366　Email：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

【参考：Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）】

個人・企業等から御支援いただいた寄付の７割を文化芸術関係者・文化財所有者等が行う事業への支援に、３割を基金に積み立て、京都市における文化芸術振興・文化財保護施策に活用させていただく制度です。

各事業への御寄付は、個人寄付、企業版ふるさと納税、協賛など、様々な方法でお受けしています。